

景観法に基づく届出について

福島市都市計画課

1 景観計画区域（届出が必要な区域）

市全域（ただし、自然公園法、文化財保護法、福島県立自然公園条例、福島県文化財保護条例、福島市文化財保護条例に基づく景観条例に掲げる許可又は届出等が必要となる行為は届出の対象外）

2 届出対象行為

（1）法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの

（2）法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	イ 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
	ロ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、木柱その他これらに類するもの（トに掲げるものを除く。）	高さ10mを超えるもの
	ハ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	ニ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	ホ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	
	ヘ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ20mを超えるもの
	ト 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20mを超えるもの
	チ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵又は処理の用に供する施設	高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	リ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	ヌ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
ル 高架道路、歩道橋その他これらに類するもの		
ロ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設		
ワ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	パネル面積の合計1,000㎡を超えるもの	
カ 太陽光パネル （土地に自立して設置するものに限る。）		

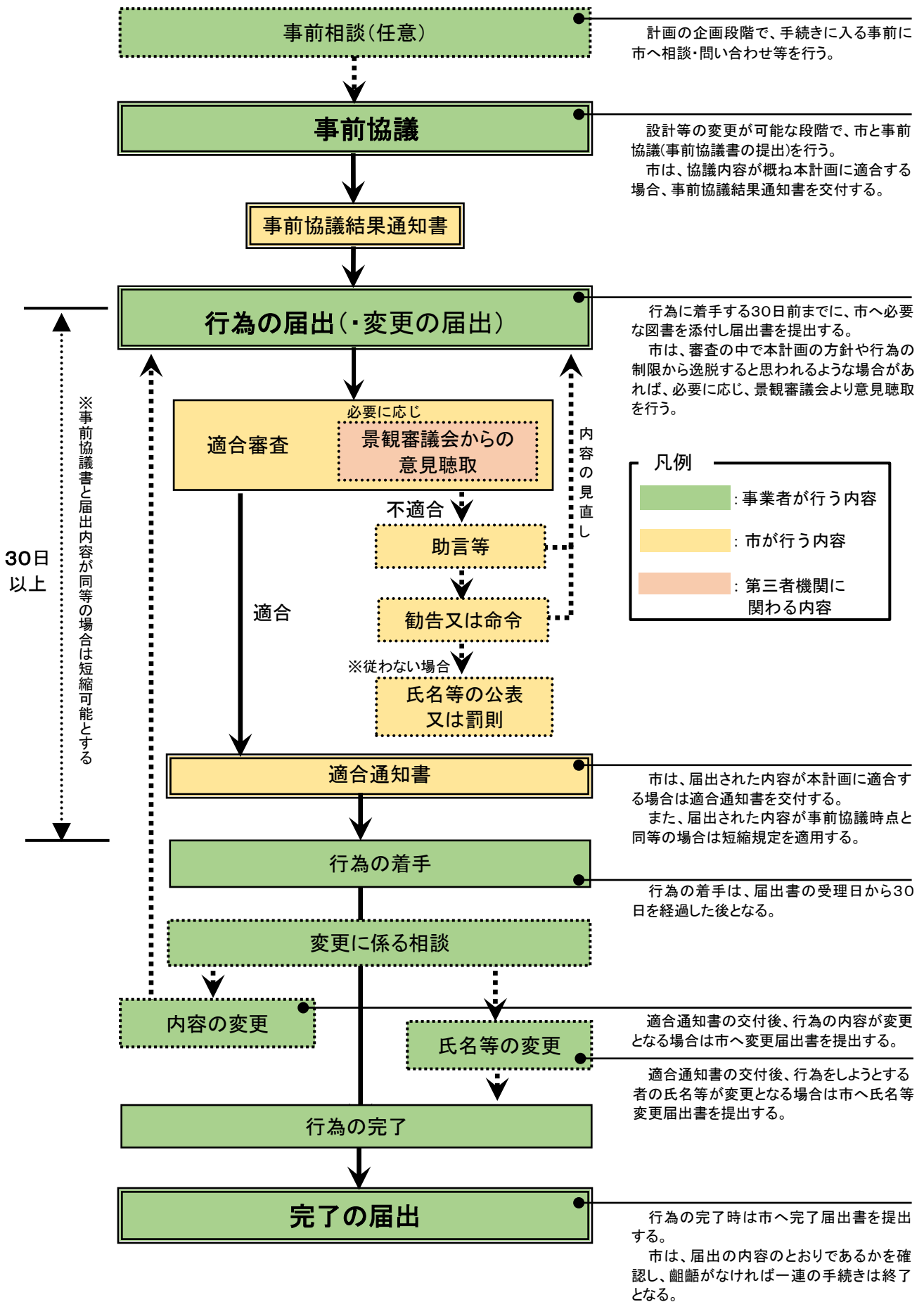
（3）法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）	面積10,000㎡を超えるもの

（4）法第16条第1項第4号関係

行為の種類	規模
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積10,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3mを超えるもの又は堆積の用に供される土地の面積500㎡を超えるもの

3 手続きのフロー



【事務担当】

福島市都市政策部都市計画課景観係 ☎024-535-1111 (代表) 内線 4317・4318